

■会議結果の概要

会議の名称
例月出納検査及び定例監査
開催日時
令和6年9月27日（金） 午後1時25分から午後4時35分まで
開催場所
北名古屋市役所 東庁舎 3階 政策審議室
出席者数
監査委員2名、事務局職員他19名
議題（公開・非公開の別）及び会議の内容（審議経過、結論等）
（検査及び監査の経過については非公開） (1) 令和6年8月分例月出納検査（下水道事業会計含む） 例月出納検査結果 ア 現金（預金）の出納状況を調査した結果、誤りは認められなかった。 イ 出納諸帳簿及び証拠書類に誤りは認められなかった。 (2) 定例監査（政策調整課、秘書広報課及び人事課） 定例監査結果（別紙のとおり）
非公開の理由
監査又は検査に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、非公開。（北名古屋市情報公開条例第7条第6号）
傍聴者数
その他
照会先
監査委員事務局監査課 ファックス番号：0568-23-3160 電子メールアドレス：kansa@city.kitanagoya.lg.jp

北名古屋市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和6年11月15日

北名古屋市監査委員 吉野修進

北名古屋市監査委員 井上一男

定例監査の結果について

1 監査の対象及び実施期間

政策調整課、秘書広報課及び人事課

対象期間 令和6年4月1日から令和6年9月27日までの所管事務

実施期間 令和6年9月3日から令和6年9月27日まで

2 監査の概要

所管事務の執行について、監査資料及び関係書類等の提出を求め審査するとともに、関係職員から説明を聴き、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかを主眼とし、北名古屋市監査基準に準拠して監査を実施した。

3 監査の結果

監査を実施した結果、各所管の事務事業の執行処理状況については、概ね適正に行われていると認められた。なお、一部において是正を要する事項が見受けられたが、その都度、関係者に指摘して是正指導を行った。

政策調整課、秘書広報課及び人事課の事務事業の内容及び監査の結果については、次のとおりである。

<政策調整課>

主な所管事務は、重要な施策の企画、立案及び総合調整、総合計画、広域行政、市章、市民憲章、都市宣言等、各種連携の調整、公有地の拡大の推進、地方創生、行政改革の推進、公共施設の総合調整、行政組織、統計調査、統計資料の収集、整理、保存及び公表、総合政策部の庶務、他の部に属さない施策の企画に関する事務である。

監査を実施した結果、事務事業については、全般にわたり適正に執行されていると認められた。

<秘書広報課>

主な所管事務は、市長及び副市長の秘書、市の後援依頼、市長会、ほう章及び表彰、儀式及び交際、国内交流及び国際交流、パブリックコメント、広報及び広聴、報道機関との連絡調整、デジタル広報の推進に関する事務である。

(1) 契約事務について

北名古屋市広報紙等配布業務について、業務の履行内容や支払に影響はなかったが、契約に係る各種書面中の記載が一部統一されていないものがあった。

(2) 庶務事務について

ア 補助金の申請書類について、受付印のないものがあった。

イ 公用車を利用した出張において、旅行命令簿（出張伺）が作成されていないものがあった。

意見

契約事務にあたっては、業務の確実な履行を担保するため、契約件名、履行内容、履行期間等が適切に設定されるよう精査するとともに、整然とした文書作成に留意されたい。

<人事課>

主な所管事務は、特別職報酬等審議会、職員の定数及び配置、職員の任免、分限、懲戒、服務その他人事、職員の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件、職員の退職手当及び共済、職員の福利厚生及び衛生管理、職員の公務災害補償、職員の研修及び教養、職員団体、互助会に関する事務である。

(1) 契約事務について

産業医委託業務について、完了届の受領及び検査調書の作成がされていなかった。

意見

ア 職員給与から天引きする各種費用に係る事務及び各種手当等に係る事務の実施にあたっては、事務手続きに遺漏の生じることがないように、確実な実施手順の策定や確認体制の構築に努められたい。また、関係職員への周知及び注意喚起を

引き続き徹底されたい。

イ 業務委託契約の締結にあたっては、委託料の積算の根拠を明確にし、仕様書等の契約書面中に適切に記載されたい。